

伊佐市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成25年12月17日(火) 午前8時58分から11時05分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	2番委員	3番委員	4番委員	5番委員
	6番委員	8番委員	9番委員	10番委員
	11番委員	12番委員	13番委員	14番委員
	15番委員	16番委員	17番委員	18番委員
	19番委員			

4. 欠席委員 (2人)

欠 席 者 1番委員 7番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (11番委員) (14番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第7号「非農地証明願」について

議案第8号「農業委員会等に関する法律第6条第3項」による建議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 58分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、1番委員、7番委員から欠席届が出されております。
本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
11番委員と14番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、報告2号 農業生産施設届けについて報告をお願いします。

事務局① 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。資料の1～7ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が18件、農地法第3条の解約が2件ありましたのでご報告いたします。

事務局② つづきまして、報告第2号 農業生産施設届けについて報告させていただきます。
整理番号1番につきまして今月12月3日事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。
申請者は伊佐市菱刈川北、自治会築地下に居住されておりますNHさん67歳であります。
申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原の田で、地積は3,137㎡の内畜舎面積190㎡であり、農地法施行規則第32条第1号農地の転用の制限の例外に基づく農業用施設の届け出であります。
Nさんは、水田110,010㎡、畑35,237㎡、計145,247㎡、生産牛を49頭飼育しております。
今回、生産牛増頭のため畜舎が手狭になり当該農地に畜舎建築を予定しております。
今回申請は面積が200㎡以下ですが、もし今後更に増築し200㎡

超える場合は事前に転用許可申請するように指導及び本人確認はしてあります。
調査の結果、適切な届出であると思われまことをご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について説明いたします。

利用権設定につきまして15-1ページの総括表をお開きください。
期間は2年10カ月から10年4カ月で、面積の合計は、田81,159㎡、畑7,088㎡の計88,247㎡です。利用権の設定をする者の数28人、設定を受ける者の数21人です。

土地の明細につきましては、8ページから15ページの整理番号1番から29番のとおりです。

皆さんのご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議長 整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
12番委員。

12番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る12月13日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。

申請人、TKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され自治会は荒田下で、年齢は61歳です。

渡人、UHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され自治会は大峰で、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字内田で、地目は田、地籍は2,611㎡で、贈与であります。

受人の経営面積は、18,280㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約500mで、現況は、ほ場整備地で良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議長 12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。

議

長

よって整理番号1番は、許可が決定しました。

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。

14番委員。

この議案は12番委員が譲受け人となっていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、12番委員の退席をお願いします。

(12番委員退席)

14番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る12月13日 申請人TS氏立ち会いのもと現地調査を行ないましたので14番が報告をいたします。

申請人の譲渡人、TA氏、伊佐市菱刈前目地に居住され自治会は本町で、年齢は93歳です。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住のTS氏、年齢は67歳で、自治会は本町です。

経営面積は44,549㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名です。

今回は、売買による所有権移転の申請です。

申請地は、菱刈前目字ウツキ田、地目は田、面積は440㎡です。

所在地は、菱刈中央医院より北西に約500メートルの所に位置しています。

申請地の周囲の状況は、東側は住宅、南側田、西側は田、北側は農道で、日照条件も良く、管理されてきました。

TS氏は、耕作意欲もあり、夫婦で農業に従事されてきました。

農機具等は全て完備されておりました。

添付書類として全部事項証明書・字図、全て揃っております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議

長

14番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号2番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定しました。 ここで、12番委員の入室をお願いします。 (12番委員 着席)
議	長	整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 2番委員。
2番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る12月14日 現地調査を行いましたので2番が報告いたします。 申請人MYさんは、伊佐市大口篠原に居住され自治会は陣ノ尾で、年齢は73歳であります。 渡人YMさんは、埼玉市中央区上落合八丁目に居住されておられます。 申請地は、伊佐市大口平出水字寺宮、地目は田、地籍は560㎡で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は13,226㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は2名で、通作距離は、自宅よりだいぶ離れていますが、受人の義理の弟であり、35年の間受人が耕作していたという事で、現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
議	長	2番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。

議	長	<p>整理番号3番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>3番委員。</p>
3番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る12月11日に申請人SAさんの妻Hさん立会のもと、現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。</p> <p>申請人SAさんは、伊佐市大口原田居住され、自治会は国ノ十で、年齢は71歳であります。</p> <p>譲渡人の、KRさんの後継人NTさんは、始良市東餅田にお住まいであります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口原田字平田、外2筆で、地目は田で、地籍は3筆で1, 557㎡であります、</p> <p>忠元神社の鳥居から南へ約500m位の所で、区画整備をされた四方田んぼに囲まれた所であります。</p> <p>受け人の経営面積は、14,720㎡で取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離も自宅より東へ500m位の所で、現況は良く管理された水田であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>
議	長	<p>3番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号4番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。 19番委員。</p>
19番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る12月15日 現地調査を行いましたので、19番が報告いたします。</p> <p>申請人、SMさんは、伊佐市大口針持に居住され自治会は土瀬戸で、年齢は70歳であります。</p> <p>渡人SAさんは、伊佐市大口針持に居住され自治会は土瀬戸で、年齢は84歳であります。</p> <p>二人の関係は同一敷地内に居住される叔母さんと甥であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字前田の2筆で、地籍は合計1,055㎡で、地目は田、売買であります。</p> <p>受人の経営面積は10,905㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は、自宅より200m位で、現況は耕地整備をされ、良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等もトラクター、田植え機は所有せれていますが、刈り取り、乾燥につきましては委託に出されているとの事でした。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終ります。</p>
議	長	<p>19番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 整理番号5番について、19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p>

		よって整理番号5番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 10番委員。
10番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る12月13日に現地調査を行いましたので10番が報告いたします。 申請人、MTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され自治会は上市山で、年齢は61歳です。 渡人、MMさんは、伊佐市菱刈市山に居住され自治会は上市山で、年齢は78歳です。 申請地は、菱刈市山字岩崎で、地目は田、地籍は1,038㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は、2,871㎡、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画1,478㎡、今回1,038㎡、合計5,387㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は2名です。 申請地の位置は、上市山公民館より500m東側に行った所で、現況は、良く管理された農地です。 受人MTさんは、規模拡大と言う申請理由で、経営意欲はあり、農機具等は全てリースでされております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図、行政書士のT氏の委任状が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
議	長	10番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、お諮りします。 整理番号6番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>17番委員。</p>
17番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る12月13日 受人のNTさん立ち会いのもと現地調査を行ないましたので17番が報告をいたします。</p> <p>申請人のNTさん、伊佐市菱刈田中に居住され自治会は田中下で、年齢は71歳です。</p> <p>渡人のKTさんは、福岡県春日市須玖南5丁目に居住され、年齢は74歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字平瀬、外1筆で、地目は田、地籍は2筆で896㎡です。</p> <p>受人の経営面積は7,494㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は約1キロで有ります。</p> <p>良く管理された農地で有ります。</p> <p>耕作意欲もあり、農機具等は全て完備されておりました。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図、全て揃っております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議	長	<p>17番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りします。</p> <p>整理番号7番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号7番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。</p>

4番委員。

4番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る12月13日に、現地調査いたしましたので4番が報告いたします。

申請人、AMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は川西で、年齢は61歳です。

渡人、YKさんは、伊佐市大口篠原に居住され自治会は戸切で、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字池原、地目は畑、地籍は1,435㎡で、売買であります。

受け人の経営面積は、84,822㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は4名で、通作距離は自宅よりは100m位の所にあり、現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図、委任状等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議長 4番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号8番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数8件について、8件の許可が決定しました。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

11番委員。

11番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、11番が調査の結果を報告いたします。

去る12月13日、申請人のKTさん代理でK行政書士立会のもと4番委員・19番委員と私で共同調査いたしました。

申請人は、伊佐市大口宮人にお住まいのKTさん78歳であります。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫で、地目は畑、面積は5,989㎡であります。

申請地の位置は、羽月湯ノ谷公民館から日之出集落に向かう中間点位に位置し、さつま農機商会の所であります。

現況は畑の奥の方に一部梅等が植えてありました。農振地ではありますが周囲の農地は有りません。

周囲の状況は、北は山林、南は道路を挟んで宅地、東は山、西はクヌギ林です。

除外目的は将来太陽光発電、パネル設置枚数は1,500枚、パネル設置総面積は5,000㎡を計画されておられます。

申請は、具体的な転用計画があり、農用地の外周部とも接続もありません。

除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。

以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、変更申請書、K行政書士への委任状、その他必要書類が添付されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議長 11番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1 1 番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除
外・編入申出の意見決定について、申請件数1件について、意見の決
定1件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、整理
番号1番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定のうち、整理番
号1番について、去る12月13日、行政書士TRさん立会のもと、会
長、16番委員、私5番委員の3名で共同調査を行いましたので、5番
が報告いたします。

申請人、KTさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は73歳で自
治会は里町であります。

申請地は、伊佐市大口鳥巣字中水流、2筆の田んぼで、面積は2,6
44㎡であります。

事業計画の変更は、平成19年1月26日付けで、農地法第4条の規
定による許可を受け、貸家を建設する予定でありましたけれども、諸般
の事情により、今回太陽光発電施設設置の変更するものであります。

申請地の所在地は、西水流市営住宅の東側の位置し、不耕作地の田ん
ぼで、東と西側は宅地、北側は道路、南側は田んぼであり、周囲に与え
る影響は無いと思われま。

19の1ページの計画申請地を見てもみると、2筆の間に水路が有り
ますけれども、水路は北側の道路沿いに変更して有り、2筆は1枚の田
んぼであります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は612枚、パネル設置総面
積は2,644㎡、パネル設置容量は147kwを予定しているそうで

す。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、配置図、平面図、定款、確約書、借用証書、預金証書の写し、簡易保険契約の写し、見積書、被害防除計画書、委任状が添付されております。

以上のようなことから、3名で協議しました結果事業計画の変更はやむおえないものと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、報告の通り決定しました。

議 長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係る決定について、申請件数1件については、1件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

3番委員。

3 番 委 員 議案第5号、整理番号1番ですが、申請人の立会のもと、20番、13番、私3名で現地に行きましたけど、境界の方が全然分からずに今回は保留といたしました。

境界杭を打って下さいと申請人に指導をして今回は保留といたしました。

次回申請してくださいと伝え今回現地確認はできませんでした。

議 長 3番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
3番委員の調査報告のとおり、保留することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、保留が決定しました。

議長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
2番委員。

2番委員 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、2番が調査報告いたします。

去る12月13日に、6番委員と9番と私2番委員、行政書士T氏立会のもと、共同調査を行いました。

申請人KYさんは、伊佐市大口下殿に居住され、仕事は農業及び会社員、年齢は52歳で自治会は駅前であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口大島字樋掛、外2筆で、地目は田、地籍は合計544㎡であります。

農地区分は第1種農地で集団性のある農地となっており、転用目的は農産物販売所及び駐車場であります。

申請地の所在地は、羽月小学校から600m位に位置しており東側は国道、西側は竹藪、南側は竹藪、北側は原野となっており、周囲に与える影響は無いと思われま。

現況は何も作付していない農地となっております。

前々から近隣の方々から農産物を販売する施設が無いので何処かに出来ないかと相談されていましてので申請に至ったとの事です。

施設は友人より無償で譲りうける為資金はいりません。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、位置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状、字図等など添付されております。

3名の調査員で協議し許可相当としましたが、委員の皆様方の審議方をよろしくお願ひします。

議	長	<p>2番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 2番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 20番委員。</p>
20番委員		<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について去る13日に、3番委員、13番委員、私20番と、立会人として、KD、KHさん立会で調査を行いましたので20番が報告いたします。 申請人THさんは、始良市西始良1丁目に居住されている会社員であります。 申請地は、伊佐市大口大田字会町、地目は田で、面積は1,235㎡と372-1、地目は田で、面積は1,254㎡で合計面積が2,489㎡であります。 農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。 転用目的は、水田ではありますが、水田に水をかけるのが困難な為、ここ数十年転作を行っていたのですが、先の見通しが立たなく今回太陽光発電施設の設置をするようになった訳です。 申請地の所在地は、しまむら駐車場の西側の位置にあり、南側は親戚の宅地、東側道路、北側道路、西側水路で、周囲に与える影響は無いと思われまます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は819枚、パネル設置総面積は1,873㎡を予定しているそうです。 添付書類として、事業計画書、土地の全部事項証明書、土地改良区の意見者、融資証明書、被害防除に関する誓約書等が提出されております。調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を</p>

		<p>終わります。</p>
議	長	<p>20番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 20番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。 6番委員。</p>
6番委員		<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番について去る12月13日に、2番委員、9番委員、私6番委員で共同調査を行いましたので6番が報告いたします。</p> <p>申請人のOMさんは、無職で、住所、霧島市国分野口西に居住されており、年齢は83歳でございます。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口白木字八十ヶ迫、地目は田、現況は何も耕作してありません、面積は1,425㎡あります。</p> <p>今回の転用目的は、クヌギを植栽したいという申請でございます。</p> <p>申請地の所在地は、羽月小学校より白木方面へ向かって赤い屋根のお寺さんが有りますが、その手前道路北側の100m位に位置して3年位前まで田んぼとして使用していたが、周囲の木が大きくなり、南側が山林、東側原野、北側山林、西側原野であります。</p> <p>転用目的は、クヌギを植えて植林をしたいとの事で周囲に与える影響は無いと思っております。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請については3名の意見において転用はやむをえないと思われま。</p> <p>委員の皆様方の審議方をよろしく願いしまして、報告を終わります。</p>

		す。
議	長	<p>6番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 6番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定 に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しま した。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。 9番委員。</p>
9番委員		<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並 びに許可及び諮問決定について、整理番号5番につきまして去る12 月13日に、申請人のNYさんと行政書士Tさん立会いのもと、2番委 員、6番委員、私9番委員の3名で、共同調査を行いましたので、私9 番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市小木原にお住まいのNYさん、77歳で、自治会小 木原中です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小木原字端山下、地目は畑で、面積は878 ㎡と、地目は畑で、面積は983㎡の2筆で合計1,861㎡でありま す。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>本申請の転用目的、太陽光発電施設設置であります。</p> <p>申請地の所在地は、十曾池の駐車場の手前の農道を右に入り100m 位の所に位置しており、南側は農道を挟んで畑のなっておりますが、現 在は何も耕作してありません、東側は雑種地、北側は公園、西側は原野 で、境界にはフェンスを設置し、土や雨水等が隣接地に流出しないよう 農道との境には側溝も取ってあり周囲に与える影響は無いと思います。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は416枚、隣の原野も合わ せてパネル設置総面積2,768㎡を予定してあります。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、</p>

位置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 9番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数5件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が保留、4件が決定しました。

議案第6号

議 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

16番委員。

16番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る12月13日に申請人のIT氏と渡人IS氏親子立会のもと、会長、5番委員、私16番委員で共同調査いたしましたので、16番が報告いたします。
譲受人は、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は駅前です。
譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は駅前です。
本申請は賃借権で、転用目的は一般住宅を建設する事になっていません。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字竹下で、地目は畑、地積は103㎡であります。

農地区分は、第2種農地その他の農地となっております。

申請地の所在地は、JAの駅前支所から南へ200m位に位置しており北、西、南は宅地、東はブロックを境に畑となっております。

周囲に与える影響は無いものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図、平面図、融資証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして報告を終わります。

議長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、去る12月13日、申請人のMFさん立会のもと、会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口下殿にあります宗教法人T代表役員MFさんであります。

譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住されています、MFさんで、自治会は上ノ馬場、年齢は37歳であります。

申請地は、伊佐市大口下殿字山ノ口で、地目は畑、地積は478㎡であります。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は現在使用しています門徒用の駐車場が狭いので、駐車場を設置するものであります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の住所地は、Tの西側に位置し、北側が住宅の他は、道路で囲まれており、周囲に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図、被害防除計画書、委任状等が添付されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願

議 長

5番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

5番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。

17番委員。

17番委員

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、去る12月14日、申請人のKKさん立会のもと、7番委員と10番委員と私17番委員3名で、共同調査をいたしましたので私17番委員が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重留にお住まいのKKさんで、自治会は重留西自治会であります。

渡人は、同じ菱刈重留にお住まいのKTさんで自治会は重留西自治会であります。

本申請は所有権移転贈与で、転用目的は農家住宅の建築であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈重留字薬師原、地目は畑、地積は983㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。
申請地の所在地は、ナフコ菱刈店の左側に位置した所であります。
東側は第2農場、南側は畑、北側は畑、西側は宅地となっており、周囲に与える影響は無いと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、平面図、資金証明書、土地改良区の意見書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終わります。

議 長 17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
17番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
10番委員。

10番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番につきまして、私10番が報告いたします。

調査年月日は、12月14日、調査委員7番委員と17番委員と私10番委員3名と、受人のBK氏の母立会もと渡人BEさん共同立会のもと調査をいたしました。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈市山字永山、地目は田、地積は864㎡であります。

転用目的は資材置き場であり、今回は所有権移転売買で申請が出されております。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。
現況は、何も作付されていない休耕田であります。

		<p>周囲の状況は、東側、南側、北側、西側山林になっております。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議	長	<p>10番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>10番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>8番委員。</p>
8番委員		<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る13日に申請人の代理で株式会社TのTさん立会いのもと、私8番と1番委員、12番委員で現地調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>申請人で譲受人は、伊佐市大口青木にお住まいのNKさんで、自治会は下青木です。</p> <p>譲渡人は、宮崎県延岡市下伊形町にお住まいのKSさん。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字西原ノ後と同じく西原ノ後で、地目は畑、地積は2筆合計1,066㎡となっております。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、社会福祉法人隼人会施設寿園の北東約350mに位置しており、東側は山、南側は住宅、西側は市道、北側は住宅であり、周囲に与える影響はないものと思われまます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は204枚、パネル設置総面</p>

積は1,066㎡、パネル設置容量は50kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、位置図、配置図、融資証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。
13番委員。

13番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る12月13日に申請人のKMさん立会のもと、20番委員、3番委員、13番委員の3人で、共同調査いたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田の有限会社K工業代表取締役KMさんでございます。

渡人は、伊佐市大口原田に居住のKMさんで、自治会は西原です。

申請地は、伊佐市大口原田字西原で、地目は畑、地積は910㎡、同じく西原で、地目は畑、地積は185㎡で合計1,095㎡であります。

本申請は使用賃借権で、転用目的は太陽光発電施設であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、西原神社より南に200m位置しており、南側は畑で、北側、西側、東側は宅地で、周囲に与える影響は無いと思われま

す。
太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は168枚、パネル設置総面

積は1,095㎡を予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、利用計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、始末書等が提出されています。

また、30年ほど前に農地法を知らずに水道蛇口の研磨工場を建設の為に無断で転用され平成24年9月事業廃止をし、工場の建物は取りこわしましたが、基礎等が残り農地性は無くなっています。このことについて、始末書が提出されています。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして報告を終わります。

議 長

13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
13番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る13日に申請人のHOさん立会いのもと、私8番と1番委員、12番委員で現地調査いたしましたので報告いたします。

申請人で譲受人は、鹿児島県霧島市横川町上ノにお住まいのHOさんです。

譲渡人は、佐賀県三養基郡基山町けやき台1丁目にお住まいのTSさん。

申請地は、伊佐市大口青木字西ノ前、地目は田、地積470㎡と同じく西ノ前の2筆と同じく西ノ前、地目は畑で、地積89㎡、合計716

m²となっております。

本申請は使用権設定で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、社会福祉法人隼人会施設寿園の北東約250mに位置しており、東側は住宅、南側は田畑、西側は田、北側は住宅であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は208枚、パネル設置総面積は716m²、パネル設置容量は50kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、位置図、配置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。

20番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号8番について、去る13日に申請人のKEさん立会いのもと、3番委員、6番委員、私20番の3人で調査いたしましたので私20番が報告いたします。
受人は、霧島市横川町中ノにお住まいのKEさん。
渡人は、伊佐市大口大田にお住まいのKSさん。
申請地の所在地は、伊佐市大口大田字高柳、地目は畑、面積は172

20番委員	<p>m²であります。</p> <p>本申請は使用権設定で、親から借りて転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、ナフコから西へ約20mに位置しており、南側は畑、東側は宅地、西側は水路、北側は住宅であり、周囲に与える影響はないものと思われま。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は51枚、パネル設置総面積は宅地を含めて220m²、を予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、土地の全部事項証明書、残高証明書等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしなして報告を終わります。</p>
議	<p>長 20番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>20番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号8番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	<p>長 整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>18番委員。</p>
18番委員	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号9番について、去る12月12日に申請人のNTさん立会いのもと、12番委員、3番委員、私18番委員で共同調査いたしましたので18番委員が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口青木にお住まいのNTさんで、自治会は下青木です。</p> <p>渡人は、受人の父親で、同じ住所にお住まいです。</p> <p>本申請は使用権設定で、父親名義の土地に牛舎と堆肥舎を建てる申請</p>

- 18番委員 であります。
- 堆肥舎の申請地は、伊佐市大口青木字砂取で、地目は畑、地積は629㎡であります。
- 牛舎の申請地は、伊佐市大口青木字砂取で、地目は田、地積は654㎡であります。
- 農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。
- 申請地の所在地は、大口東小学校より東へ約1キロ位に位置しており牛舎と堆肥舎の申請地の距離は約20m位に思われます。
- 堆肥舎を建築する周辺は、北側が道路、南、西、東は山林であります。
- 牛舎を建てる所の、周りは全て申請者の父の土地であります。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、被害防除計画書、融資証明書等必要な種類は提出されております。
- 3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わりますが、牛舎、堆肥舎と言う申請ですので、申請者に対してくれぐれも周囲に配慮されるよう申し上げてきました。報告を終わります。
- 議長 18番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
18番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。
- 5番委員 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号10番について、去る12月13日、行政書士TRさん立会のもと、会長、16番委員、私5番委員の3名で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。
譲受人は、伊佐市大口里にあります、合名会社K代表社員KTさんであります。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されていますK Tさんで、自治会は里町で、年齢は73歳であります。

本申請は使用賃借権設定で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

申請地は、伊佐市大口鳥巣字中水流と中水流、2筆の田んぼで、地籍は2,644㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、西水流市営住宅の東側の位置し、不耕作地の田んぼで、東と西側は宅地、北側は道路、南側は田んぼであり、周囲に与える影響は無いと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は612枚、パネル設置総面積は2,644㎡、パネル設置容量は147kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、配置図、平面図、定款、確約書、借用証書、預金証書の写し、簡易保険契約の写し、見積書、被害防除計画書、委任状が添付されております。

以上のようなことから、3名で協議しました結果事業計画の変更はやむおえないものと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
5番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号10番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請10件のうち、許可及び諮問10件が決定しました。

議案第7号

議	長	議案第7号 非農地証明願について、提案します。 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。 10番委員。
10番委員		議案第7号 非農地証明願のうち整理番号1番を、10番が報告いたします。 調査日は、去る12月14日に、申請人のASさんが入院の為息子でAKさんの立会のもと、調査委員、7番委員、17番委員、10番委員3名で共同調査をいたしました。 申請人は、伊佐市菱刈重留にお住まいのASさんで、自治会は重留西であります。 申請地は、伊佐市菱刈田中字片手町、地目は田、面積は99㎡です。 申請理由は、水田であるが水が無く田んぼとしての耕作が出来ないため、現況は竹山になっています。 東側は川で、西は山林、南側は川、北側は山林でありました。 申請地の所在地は、田中小学校の東側で田中川の橋のたもとであります。 非農地となった時期は、昭和63年4月頃です。 3委員の調査の結果、農地性は喪失していて農地の復旧は困難であると判断いたしました。 添付書類として、土地の全部事項証明書、字図等が提出されています。 これで、私の報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議	長	10番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 10番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手、 よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。
議	長	整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 11番委員。

- 1 1 番委員 議案第7号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る12月13日に、申請人のUYさんの代理人TS行政書士立会のもと、4番委員・19番委員・私11番委員の3名で共同調査を行いましたので、11番が報告いたします。
- 申請人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのUYさんです。
- 申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字池ノ山、地目は畑、地籍は1,197㎡であります。
- 周囲の状況は、北薩病院近くの工業団地入口付近で、周囲に農地は有りません。
- 非農地となった時期、理由としまして、約40年前に原野から畑に地目変更し耕作していましたが、人手不足と鳥獣被害等の為農作物の収穫が激減し、保全管理もままならず、昭和60年頃から不耕作地となった。
- その後荒地となって雑木等が繁茂し原野化してしまったとの事です。
- 申請地の位置は、県道48号線出水菱刈線沿いの下殿工業団地入り口の反対側道路沿いで、東側は山林、西側も山林、南側は道路、北側は太陽光発電施設となっております。
- 全体に竹が生えて雑木も点在し農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図、行政書士への委任状等が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。
- 議 長 11番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
11番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手、
よって整理番号2番は、調査報告のとおり非農地証明が決定しました。
- 議 長 議案第7号 非農地証明願は、2件申請のうち、2件の証明許可が決定しました。

議案第8号

- 議長 議案第8号 農業委員会等に関する法律第6条第3項による建議について、提案します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 農業委員会等に関する法律第6条第3項による建議について(案)。
農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手の減少、鳥獣被害による減収、耕作放棄地の増加など、多くの課題に直面しております。
今後、伊佐市の農地を守り、農業者の生産意欲を高め、農家の農業継続を図るため「農業委員会等に関する法律第6条第3項」の規定に基づき次のとおり建議します。
- 1、鳥獣被害防止対策の電気柵、ネット柵(電気ネット)設置導入推進と補助率を増とすること。
 - ・市補助金の上乗せをすること
 - 2、集落営農・営農組合等の設立を推進すること。
 - 3、新規就農者の定着化への支援を講ずること。
 - ・認定農業者へ資金利子助成を行う。
 - ・新規作物作付けに対する支援を行う。
 - 4、耕作放棄地の再利用可能に向けた開拓の推進をすること。
- 以上市長に建議する案であります。
- 議長 この案についてご意見は有りませんか。
- 16番委員 はい。
- 議長 16番委員。
- 16番委員 3番2 新規作物作付けに対する支援を行う事で新規作物について模索している作物はあるのですか、今、ねぎ、カボチャ、トマト等がありますが、その他新規作物の品目が有るのですか。
- 議長 事務局。
- 事務局 今新規作物については、現在はないわけですが市技連会で何が良い作物はないかと検討中でありますので、農業委員会では新規作物を推進するのに対して支援をして下さいとお願いします。

15番委員	はい。
議長	15番委員
15番委員	農業者年金の研修に行ったのですが、農業所得を上げてもらわないと農業者年金も賭けが出来んとのことで、農家の所得を上げる事を考えないと、農家に作る事だけ推進せんじ農家は売ることが苦手なので、販売する場所をどげんかせんと、行かんとはないかと思いますが、今あちこちに直販所が出来ているが、いい場所に大きな農畜産物販売所を作るようにしたら農家の人たちの所得向上につながるのではなかと思うのですが、そういう事を要望してもらったら良いのですが。
13番委員	はい。
議長	13番委員。
13番委員	良い場所に農産物販売所を作ってもらい高齢者が作った野菜等を売ってくれる所を、市が率先して作って貰いたい。
議長	事務局。
事務局	農畜産物販売所の設置の事ですが、農政課の平成25年度事業で農畜産物販売所の設置について業者に委託しまして、地域力発信施設可能性調査を実施して、新しい農畜産物販売所を建設の可能性を明らかにする調査をしています。
18番委員	はい。
議長	18番委員。
18番委員	伊佐米をPRする為に市も予算を組んで、私も何回か会に出たのですが、一番だめだと思うのは行政とJAと連携がうまく取れていない、その会の時も行政にもJAにも言ったんですが、JAが米を集めているのですが、市はその販売について突っ込んだ議論が出来ないのですよね、あなた方はこの会の前にJAと行政がもっと具体的な打つ合わせをしてから会を開催しなさいと言ったんですが、米に限らず行政とJAがバラバラでは、なかなか上手く進めないのじゃ無いかと思いますのでそう

いう要請をしても良いのではないかと思います。

事務局 はい議長。

議長 事務局。

事務局 今各委員さんの意見が出ました、農家所得の向上を図る政策を図ること、農畜産物販売所の設置を検討すること、農業関係団体との連携を密にすることを追加して建議してはいかがでしょうか。

議長 今事務局からの提案ですが、農家所得の向上を図る政策を図ること、農畜産物販売所の設置を検討すること、農業関係団体との連携を密にすることを追加して建議するということではいかがですか。

(「意義なし」という声、多数あり。)

議長 異議なしということで建議書に、農家所得の向上を図る政策を図ること、農畜産物販売所の設置を検討すること、農業関係団体との連携を密にすることを追加して建議することにいたします。

議長 私は先日全国会長会に参加してきました、農地の中間管理機構はやはり農業委員会がタッチしないと出来ないという事で、我々の仕事も忙しくなってくると思います、協力をして下さいとの事ですので、皆さん宜しくお願いします。

土地改良区の方からも土地の移動等がありましたらお知らせ下さいとお願いに来られました。

議長 その他 事務局お願いします。

事務局 月例報告です。

最後のページになります。

12月分の月例報告です。

13日を中心に現地調査をやって頂きました。

本日17日が、第9回目の農業委員会の総会でございます。

20日が、12月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。

1月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。

20日が、第10回目の農業委員会の総会になります。

24日が、1月の定例常任議員会議になります。

以上です。

事務局 長

これで、平成25年度第9回農業委員会総会を終ります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前11時05分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

11番委員

伊佐市農業委員

14番委員